

2008年5月15日

各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東5-12-10
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 吉永 汎
(東京・名古屋 各市場第一部)
(コード番号 6461)
連絡先 取締役経営企画部長 山本 彰
電 話 048-856-5014

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止すること、および当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成20年6月27日開催予定の第114回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役および監査役に対する報酬制度に関して、従来の退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 退職慰労金制度の廃止

- (1) 本年6月27日開催予定の第114回定時株主総会終結の時をもって、年功的要素が強い取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたします。
- (2) 在任中の取締役および監査役に対し退職慰労金を打ち切り支給することとし、本年6月27日開催の定時株主総会で承認を得たうえで、当社内規に従い相当額の範囲内で、取締役または監査役を退任した時に支給いたします。

3. 議案の内容

当社取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これとは別枠で、取締役等に対する報酬等として年額70百万円以内の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てする新株予約権の総数を乗じた得た額となります。

なお、現在の取締役は10名ですが、本年6月27日開催予定の第114回定時株主総会において役員選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名となります。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式700,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

700個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てする日の翌日から25年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かか

る相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) その他新株予約権の細目等

上記(1)から(6)までの細目及び(1)から(6)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

※ 上記の内容については、平成20年6月27日開催予定の第114回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上